

寄付金に対する税制上の優遇措置

(1) 所得税法上および法人税法上の優遇措置

学校法人への寄付金は、所得税法上の寄付金控除の対象となる特定寄付金又は法人税法上の損金（全額または一部）算入を認められる指定寄付金です。

確定申告書に本学園が発行する「税額控除に係る証明書（写）」または「特定公益増進法人証明書（写）」を添付して、確定申告することにより、次の税法上の優遇措置を受けることができます。

【個人の場合】

平成 23 年度税制改正により、それまでの所得控除制度に加え、新たに**税額控除制度**が導入されました。本学園は東京都より「税額控除」の対象法人である証明を受けております。この制度は所得税率に関係なく所得税額から直接控除するため、所得控除制度と比較して多くの方において減税効果が大きくなります。

既存の所得控除制度と新たに導入された**税額控除制度**のうち、どちらか一方を選択することができます。

《税額控除》（平成 25 年 8 月 9 日税額控除の証明書交付日以降の寄付金に適用）

寄付金が 2 千円を超える場合、2 千円を超えた額について、以下の式により計算された額が、**所得税額から控除**されます。

$$(\text{寄付全額} (\times 1) - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = \text{税額控除額} (\text{所得税額の 25\% が限度})$$

※1 寄付全額が、総所得金額等の 40% に相当する金額を超える場合には、40% に相当する金額が税額控除対象寄付金となります。

《所得控除》

寄付金が 2 千円を超える場合、2 千円を超えた額についてその年の課税所得から控除されます。

$$\text{寄付全額} - 2,000 \text{ 円} = \text{所得控除額} (\text{その年の総所得金額等の 40\% が限度})$$

～還付される金額の比較例～

例) 給与収入 600 万円（所得税率 20%）の方が 5 万円をご寄付された場合

《税額控除 還付金》・・・19,200 円

《所得控除 還付金》・・・9,600 円

※この試算はあくまで控除額の目安です。他の控除の種類・金額等によって還付される金額は異なります。

－免税の手続き－

① 寄付をしていただいた翌年の確定申告期間に、本学園発行の「寄付金領収書」と、《税額控除》をご選択の場合「税額控除に係る証明書（写）」、《所得控除》をご選択の場合「特定公益増進法人証明書（写）」を添えて、所轄税務署に申告してください。

- ② 「税額控除に係る証明書(写)」、「特定公益増進法人証明書(写)」は、本学園に寄付金の入金を確認され次第お送りいたします。

【法人の場合】

法人からの寄付につきましては、寄付金額が当該事業年度の損金に算入されます。損金算入にあたっては2種類の優遇処置がありますので、いずれかをご選択ください。

特定公益増進法人に対する寄付金

- ① 一般寄付金の損金算入限度額と別枠で、これと同額まで損金として算入できます。
- ② 寄付金による損金算入は、本学園発行の「寄付金領収書」と「特定公益増進法人証明書(写)」によって手続きができます。
- ③ 「特定公益増進法人証明書(写)」は、本学園に寄付金の入金を確認され次第お送りいたします。

受配者指定寄付金

「受配者指定寄付金」として日本私立学校振興・共済事業団の承認を受けた事業に対する寄付金は、その全額が損金に算入できます。

(2) 現物寄付の優遇措置

学校法人に現物寄付をされた場合は、所定の手続により「みなし譲渡所得」が非課税になります。

(3) 遺贈における優遇措置

学校法人に遺贈をされた場合は、所定の手続により「相続税」は非課税になります。

・ 寄付金に関する国税庁のホームページ <http://www.nta.go.jp/taxanswer/>

・ 現物寄付の優遇措置に関する国税庁のホームページ
http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/joto/annai/23300007_01.htm

・ 遺贈における優遇措置に関する文部科学省のホームページ
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/027/siryo/08021811/011/008.pdf

お問い合わせ・資料請求先

〒108-0073 東京都港区三田4丁目14番16号
学校法人普連土学園 寄付金担当
Tel : 03-3451-4616 Fax : 03-3453-2028

還付される金額の比較表

| (単位:円) | | | | | |
|----------------|--|------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 課税所得金額 所得税率 | 1,950,000 5% | 3,000,000 10% | 5,000,000 20% | 8,000,000 23% | 12,000,000 33% |
| 寄付金額 | 還付金額 | | | | |
| | 上段は「所得控除」、下段は「税額控除」で申請した還付金額。 網掛けは減税効果大 | | | | |
| 10,000 | 400 | 800 | 1,600 | 1,840 | 2,640 |
| | 3,200 | 3,200 | 3,200 | 3,200 | 3,200 |
| 30,000 | 1,400 | 2,800 | 5,600 | 6,440 | 9,240 |
| | 11,200 | 11,200 | 11,200 | 11,200 | 11,200 |
| 50,000 | 2,400 | 4,800 | 9,600 | 11,040 | 15,840 |
| | 19,200 | 19,200 | 19,200 | 19,200 | 19,200 |
| 100,000 | 4,900 | 9,800 | 19,600 | 22,540 | 32,340 |
| | 24,375 | 39,200 | 39,200 | 39,200 | 39,200 |
| 500,000 | 24,900 | 49,800 | 99,600 | 114,540 | 164,340 |
| | 24,375 | 50,625 | 143,125 | 199,200 | 199,200 |
| 1,000,000 | 49,900 | 99,800 | 199,600 | 229,540 | 329,340 |
| | 24,375 | 50,625 | 143,125 | 301,000 | 399,200 |

* 還付金額は目安のため参考としてお取扱いください

* 課税所得金額 = 総所得金額等 - A - B

A = 給与所得控除等の収入から差し引かれる金額

B = 配偶者控除、社会保険料控除等の所得控除

* 課税所得金額 1,800 万円超(所得税率 40%)の方は、「所得控除」で確定申告すると減税効果が大きくなります。